

第 1 回長久手町市制施行名称等検討委員会 議事要旨

議 事 概 要	
会議の名称	第 1 回長久手町市制施行名称等検討委員会
開催日時	平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日（金）午前 1 0 時 0 0 分～ 1 1 時 3 0 分
開催場所	役場西庁舎 3 階 研修室
出席者氏名	<p>1 8 名中 1 8 名出席（五十音順）</p> <p>委員 浅野 美喜男 委員 飯田 悦夫 委員 内田 憲男 委員 加藤 具己 委員 加藤 義郎 委員 金田 礼市 委員 須江 規代 委員 鈴木 芳晴 委員 永草 基己 委員 花井 裕司 委員 羽根 しげ子 委員 樋口 ひろみ 委員 日比野 等 委員 平松 弘子 委員 水野 賢二 委員 山田 せつ子 委員 與語 芳樹（副委員長） 委員 吉田 濱一（委員長）</p> <p>町（町長）加藤 梅雄 （事務局）参事 三浦 次郎 まちづくり推進部長 鈴木 孝美 企画政策課長 加藤 正純 市制施行準備室長 吉田 弘美 同市制係長 門前 健 同担当 大谷 悠</p>
欠席者氏名	—
傍聴者人数	5 人
会議の公開・非公開	公 開
審議の概要	市制施行準備に関する取り組み状況について 委員会を進め方について
問 合 先	長久手町まちづくり推進部企画政策課市制施行準備室 0561 - 63 - 1111 内線 253 0561 - 56 - 0600（直通）

■ 町長あいさつ

町 長

本日は、お忙しい中、市制施行名称等検討委員会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。長久手の行政区域は、1906年、明治39年に長湫、岩作、上郷の3つの村が合併して長久手村となったことがスタートとなります。当時は人口5,000人ほどの小さな村でしたが、その後、昭和46年4月に町制施行した時期には約10,000人となり、その後は多いときで年間約2,000人程度が増加し、100年を超える歴史の中で一度も行政区域を変えることなく、絶えず発展を続けながら現在に至っています。古くは古戦場のまちとして名を馳せてまいりましたが、ここ最近では、自然の叡智をメインテーマとする愛・地球博の開催により多くの人々が本町を訪れ、国内外まで名が知られるまちとなりました。

本町は、このような発展を遂げてきたわけですが、今から丁度1年前に政権が民主党に変わりました。この政権では地域主権型地方分権が改革の中核として謳われ、今後は地方分権の進展が加速し、地方の役割がますます重要になることが予想されます。こうした流れに乗り遅れることは、住民に最も近い基礎的自治体として充実したサービスが担えなくなるものと考え、市制移行を決断したわけでございます。

そして、昨年11月に市制施行準備室を設置し、広報特集記事や住民説明会の開催により、市制に関する周知に努めてまいりました。市制には色々な決まりがあり、例えば、人口5万人以上という要件があります。平成20年には、国勢調査を基にした推計人口が5万人を超えましたが、この要件は、現在行われております国勢調査で5万人を超えることが必要となります。県内では、東浦町も市制移行の準備を進めています。時代が変わって調査票の回収が難しくなり、ともに苦慮していますが、確かな人口を把握するため、全力を尽くしているところです。

こうした中、市制移行を前提とし、市の名称や市への移行時期をはじめとする方針を決めていくことは大変重要なことであり、この委員会では、こうしたことをご協議いただき、私どもに対し、貴重なご提言を賜りたいと考えております。長久手の将来に向けて、活発な協議が展開されることを切に願い、簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。本日以降、どうぞよろしく願いいたします。

■ 委員委嘱

事務局

それでは、委嘱に先立ちまして、本委員会について、資料1「長久手町市制施行名称等検討委員会設置要綱」によりご説明します。第1条において、市制に関する必要な検討、調査及び協議を行うため本委員会を設置する旨、規定しております。次に第2条によ

り本委員会の所掌事項を規定しております。本委員会は町長の諮問に応じ、市の名称、市制施行の時期、住所表示の方法、その他必要な事項を町長へ答申することを所掌事項としております。また、第3条から第6条は、本委員会の組織及び運営について規定しております。第7条において、本委員会の庶務を、市制施行担当課企画政策課でございしますが、担当する旨、規定しております。以上が本委員会設置要綱の説明でございます。

次に委員の委嘱を行います。さきほど申し上げたとおり、時間の都合上、委員代表者1名に委嘱状を授与したいと存じます。

(町長より委員代表者へ委嘱状を交付し、全委員及び事務局より自己紹介)

事務局

次に本委員会の公開についてご説明します。「長久手町付属機関等の会議の公開に関する基準」第2条に「付属機関等の会議は、原則として公開する。」と規定されております。従いまして、本委員会及び会議資料、議事録は公開させていただきたいと考えておりますのでご了承ください。

■ 委員長及び副委員長の選任

事務局

資料1の要綱をご覧ください。第4条に「委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める」と規定されております。このため、まずは委員長の選任をしてまいります。立候補または推薦がある方は挙手願います。

委員

長久手は、これまで農業を中心に多方面であいち尾東農協との関わりが強い土地柄であるため、同農協長久手地域総括理事の吉田委員を委員長に推薦します。

事務局

ただいま、吉田委員を委員長にとご推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員が挙手)

事務局

それでは、委員長は吉田委員をお願いします。

続きまして、副委員長の選任に移ります。副委員長は、同じく要綱の第4条に「副委員長は、委員長が指名する」と規定されていますので、吉田委員長からご指名をお願いします。

委員長

副委員長は、前熊区長の與語委員をお願いします。

事務局

それでは、副委員長は與語委員をお願いいたします。委員長、副委員長は前の席に移動し、就任にあたり、一言ごあいさつをお願いします。

委員長

このような大役は他にふさわしい方がいらっしゃるかと存じますが、皆様からご賛同いただきましたので、お受けしたいと存じます。先ほども事務局より説明がありましたように、本委員会は市制移行を前提とし、市の名称、市制の移行時期、住所表示の方法を検討する目的で設置されたものであります。本委員会では、この要綱の目的に沿ってご協議いただきたいと存じますので、円滑な運営にご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

副委員長

ただいま委員長よりご指名いただきましたので、全力で委員長を補佐してまいりたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

■ 諮 問

事務局

それでは、次に諮問に入ります。資料1の要綱をご覧ください。第2条に「委員会は、町長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項について、検討、調査及び協議し、町長に答申する。」とあります。その諮問・答申事項は、「(1)市の名称に関する事、(2)市制施行の時期に関する事、(3)住所表示の方法に関する事、(4)その他市制施行に関し必要と認める事項」と規定しております。この規定に基づき、町長より委員長に諮問を行います。

(町長が諮問書を読み上げ、委員長に手渡し)

町 長

ただいま、諮問をさせていただきましたので、私はこれで退室させていただきます。くれぐれも将来の長久手のために、有意義にご協議いただき、ご提言を賜りますよう、今一度よ

ろしくお願いいたします。

事務局

それでは、諮問がなされましたので、これより以降は委員長に進行をお譲りします。

■ 議題 1 市制施行準備に関する取り組み状況について

委員長

それでは、本日の議題に入ります。まず、議題 1 「市制施行準備に関する取り組み状況」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料 3 「市となるための要件に関する総括表」及び資料 4 「長久手町の市制施行準備経過」に基づき、市となるための要件と要件に対する本町の現況、本町の市制施行準備に関する取り組み状況について説明)

委員長

それでは、ただいまの事務局からの説明に対し、ご質問のある方は挙手をお願いします。

委員

資料 3 を見ると、市となるための要件のうち、県条例第 2 号に規定する文化施設の一つとして「公民館」とあり、本町は 1 施設となっているが、この公民館とはどこを指すのか。

事務局

この会場を含めた役場西庁舎の 3 階である。

委員

同じく、県条例第 6 号の規定に「劇場・映画館」とあり、本町は 2 施設となっているが、このことか。

事務局

本町には、純粋な映画館は存在しないが、劇場として、長久手町文化の家、愛・地球博記念公園内にある愛知国際児童記念館が存在する。

■ 議題 2 委員会の進め方について

委員長

それでは、議題2「委員会の進め方について」、これまではいわば本町の市制に関する基礎知識について事務局から報告がありました。ここでは、この委員会を中心に、今後のスケジュールをどのように進めていくのかについて協議したいと思います。これについても、事務局から案が示されておりますので、案に従い、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料5「長久手町市制施行名称等検討委員会関連スケジュール(案)」に基づき委員会を中心とした平成22年度のスケジュールを説明)

委員長

それでは、ただいまの事務局からの説明に対し、ご質問のある方は挙手をお願いします。

委員

第4回委員会と国勢調査人口速報値の告示がともに2月上旬となっているが、速報値が告示されてから第4回委員会を開催するべきではないか。

事務局

そのように配慮していきたい。

委員

11月に住民アンケートを行うと説明があったが、どのような内容か。本委員会の協議事項にある市制施行の時期についても聞いていくのか。

事務局

①市制施行の意向、②市の名称、③住所表示の方法について住民の意向を確認する。市制施行の時期は問いかけない。

委員

第2回委員会は、このアンケート結果を受けて協議していくのか。例えば、市の名称について、このアンケートとは別に公募する予定はあるか。

事務局

市の名称については、町の考えを示し、町の考えでよいか、あるいは他の名称がよければ

具体的にどんな名称がよいかを聞いていくため、公募は考えていない。いずれにしてもアンケート結果を第2回委員会で提示する。

また、住所表示について、どのような住所表示のパターンがよいか大字単位の傾向を確認していくため、これを基に基本的な考え方を整理していただきたい。

委 員

本日、アンケート票をいただくことはできないか。

事務局

アンケート票が出来上がり次第、20日以降に送付する。

委 員

住所表示に関して、町ではこれまでどのような協議や報告がなされたのか。

事務局

先進事例の調査結果や住民が必要な手続きについての周知方法に関する基礎的な調査とともに、本町では同じ地名が14例存在するため、今後住所表示方法を具体的に検討する際にはこうした点に配慮するなど、住所表示の変更に関する現状と課題について協議している。

委 員

長湫南部地区は近い将来、二度の住所変更を要する。先に予定されている市制時期を後ろに遅らせることができればよいが、町としては難しいとのことであった。

事務局

ご迷惑をおかけすることになるが、現状での問題点を整理し、当該地区の住民への負担を最小限にするための方策を協議し、長湫南部土地区画整理組合の換地処分前での市制施行にご協力いただきたい。

委 員

アンケートは1世帯で1枚か。中には、世帯主以外の者でも意見を言いたい場合もあるため、フリー記入欄を設けるなど配慮してほしい。

事務局

アンケート票の最後に自由記入欄を設けていく。

委員

今回の長湫中部土地区画整理組合の換地処分に伴う住所変更で長久手町の郵便番号が増えたため、今後新たな番号を設定する場合、「480-11△△」は使えなくなる。従って、長久手が市になり、新たな地名が設定された場合、「480-11△△」以外の番号を設定することが考えられる。こうした問題点も検討事項にさせていただくよう配慮してほしい。

事務局

本委員会の検討事項ではないが、町として市制に関する課題の一つと認識していく。

委員長

他に質問や意見がないようなので、委員会スケジュールについて、採決を行う。事務局案に賛成の委員は挙手願いたい。

(全員が挙手)

それでは、事務局案のスケジュールを承認していく。

■ 議題3 その他

委員長

それでは、「議題3 その他」に移ります。事務局、なにかありますか。

事務局

連絡事項がございます。次回委員会の日程調整表でございます。本日も持参いただくようお願いしておりましたので、委員会終了後、事務局までご提出ください。

委員長

長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。本日の議事はすべて終了しました。次回は、アンケート結果に基づき、12月下旬に3つの協議事項について検討していきますのでよろしくお願いします。それでは議事の進行を事務局にお返しします。

事務局

それでは、第1回長久手町市制施行名称等検討委員会を終了します。本日は、お疲れさまでした。